

## 岩手県立病院 子育て中の医師（育児短時間勤務医師）の募集案内

～みんなの笑顔が見たいから。子育てしながら働きたい医師を全力でサポートします～

### ■ はじめに

#### 仕事と育児の両立を目指す医師の皆さんへ

岩手県医療局では、育児期間中の医師の皆さんが安心して県立病院で勤務を続けられるよう、育児短時間勤務制度や充実した保育支援制度等を設けて仕事と育児の両立を支援しています。

また、出産や育児のために一時的に離職し、今は家庭で子育てに専念している医師の皆さんが、県立病院の医師として安心して復職できるよう、必要な技術や知識を学ぶ研修制度も設けています。

このたび、子育てしながら医師として活躍する機会を求める医師の皆さんを支援するため、育児短時間勤務を活用しながら、県立病院の勤務を希望する医師を募集することといたしました。

仕事と育児の両立を目指す医師の皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

### ■ 募集要項

#### 1 採用区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

職種	採用予定人員	勤務先 ※	職務内容
医師	若干名	県立中央病院又は盛岡市近郊の県立病院若しくは地域診療センター（診療科や通勤事情等を考慮して決定します。） ただし、育児短時間勤務の期間が満了した時点で、上記以外の県立病院等に異動する場合があります。	岩手県立病院等において、診療業務に従事します。

※ 勤務先について、上記以外の県立病院等を希望する場合にも御相談に応じます。

#### 2 募集期間及び採用日

随時

#### 3 募集する診療科

内科・総合診療科（他の診療科についても御相談に応じます。）

#### 4 応募資格 ※年齢制限はありません。（医師の定年である65歳までの方）

以下のすべての要件を満たす方が応募できます。ただし、都道府県等（自治医科大学を含む。）から、地域の医療機関での勤務を義務付ける奨学金の貸与を受け、奨学金の返還又は義務年限を終えていない方は除きます。

(1) 採用される年度の4月1日現在の年齢が65歳未満の者

(2) 医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許を取得後、初期臨床研修を修了し（卒後3年目以上）、臨床経験を有する者

ただし、地方自治体等（学校法人自治医科大学を含む。）が医師確保を目的として、一定期間、当該地方自治体等に所在する特定の病院等に勤務した場合に返還を免除することを条件に貸与する奨学金を借り受け、当該奨学金の返還免除時期が到来していない者を除く。

(3) 医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）に規定する「育児短時間勤務制度」が適用（採用日の時点で出生から56日経過後より小学校6学年までの子を養育していること。）される者

(4) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ウ 岩手県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受付期間及び応募手続

受付期間	随時	
提出書類	(1) 選考採用申込書 1部 (2) 医師免許証の写し 1部	
申込方法	郵送の場合	封筒の表に「医師応募」と朱書きして送付してください。 【送付先】〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 岩手県医療局 医師支援推進室
	電子メールの場合	メールの表題に「医師応募」と記載して送信してください。 【送信先】EA0006@pref.iwate.jp
	持参の場合	月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に提出してください。 【提出先】岩手県盛岡市内丸11番1号 岩手県医療局7階 医師支援推進室

6 選考の方法

方法	内容	時期等
書類審査及び面接	経歴や志望理由、人柄等を確認する面接を行います。	応募があった都度、相談により個別に決定します。

※ 事前に勤務地の希望等を確認させていただくために面談を実施することがあります。  
また、勤務条件の説明や病院見学等の御希望があれば、調整させていただきます。

7 勤務条件等

(1) 身分

正規医師（育児短時間勤務制度が適用）です。

ただし、非常勤の臨時医師として一定期間勤務し、その後に正式採用として採用する場合があります。（その間も院内保育所等を利用することができます。）

なお、育児短時間勤務取得期間（最長で小学校6学年までの子の養育が終了するまで）が満了した後は、本来の勤務時間（常勤医師）に戻ることとなりますが、常勤医師として勤務を続けることが困難な場合には、一旦退職し、非常勤の臨時医師として勤務することも可能です。

(2) 勤務時間（育児短時間勤務制度）・休暇等

ア 週休2日制です。（土曜日、日曜日休み）

イ 仕事と育児の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度を導入しています。小学6年生までの子を養育している場合には、次の①から⑤までの5種類のうちから勤務形態及び勤務時間を選択することができます。

- ① 週19時間35分（3時間55分×5日）
- ② 週24時間35分（4時間55分×5日）
- ③ 週23時間15分（7時間45分×3日）
- ④ 週19時間25分（7時間45分×2日＋3時間55分×1日）
- ⑤ 上記の①～④のほか、月～金曜日のうち、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分の範囲内となるように設定して勤務する形態

なお、就学前の子を養育している間は、時間外勤務、宿日直業務及び待機業務の免除を受けることができます。

ウ 年次有給休暇は年間 20 日（採用の月により異なります。）で、使用しなかった日数は 20 日を限度に翌年に繰り越されます。（最大 40 日）

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

※育児短時間勤務中の年次有給休暇については、勤務時間に応じた調整が行われます。

エ そのほか、夏季休暇 5 日（6 月から 10 月までの間）、病気休暇、介護休暇などがあります。

### (3) 給与

医師免許取得後の経歴等により、一定の基準に基づいて個別に決定します。

また、育児短時間勤務中の給与について、給料月額や医師手当等については 1 週間の勤務時間数に応じた額、住居手当等の生活関連の手当についてはフルタイム勤務時と同額が支給されます。

なお、期末手当及び勤勉手当については、育児短時間勤務によって短縮された勤務時間に応じて計算した在職期間により支給されます。

そのほか支給要件を満たす場合は、職員の状況に応じて次の手当を支給（月額）します。

- ・扶養手当：配偶者 13,000 円、満 22 歳の年度末までの間にある子 6,500 円/人 等
- ・住居手当：上限 27,000 円
- ・通勤手当：限度額 65,000 円
- ・寒冷地手当：7,360 円～17,800 円の範囲内の額（毎年 11 月～3 月の 5 か月間支給）
- ・特殊勤務手当：勤務した実績に応じて支給 等

### (4) 研修助成

ア 国内の学会に参加する場合、旅費として**年額 18 万円**、受講料として**年額 3 万円**の範囲内で支給します。

また、認定医及び専門医の資格取得者には、**年額 3 万円**の範囲内で加算します。

イ そのほか、文献検索・複写費用や学会スライド作成費用等の加算があります。

## 8 福利厚生・職場復帰支援

ア 10 の県立病院に**院内保育所を設置**し、24 時間保育及び病後児保育を、そのうち 2 病院（中央・中部）で病児保育を実施しています。また、院内保育所又は自宅に保育士を派遣する方法により**学童保育を実施**しています。

イ 育児等により離職した医師の仕事復帰のため、必要な技術や知識を学ぶ研修を行っています。

## ■ その他(情報提供のお願い)

### 在家庭で子育て中の医師の情報をお寄せください。

友人・知人等で現在子育て中の医師の方をご存知ありませんか？

今はまだ仕事を再開できないけれども、ゆくゆくは県立病院等に勤務したいと考えている**医師の皆さんの復職に向けた御相談**に応じております。県内在住者のみならず、県外にお住まいの方でも構いませんので、ぜひ情報をお寄せください。

また、県内で病院勤務医以外の医師の仕事（検診医、産業医、行政医等）をお考えの方につきましても、御要望の内容に応じて**情報提供等を行うことが可能**です。こちらにつきましても、広く情報をお寄せください。

なお、個人情報の取扱いにつきましては、細心の注意を払い対応いたします。

## ■ お問い合わせ先

### 岩手県医療局 医師支援推進室

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号

電話 019-629-6352・6351・6366

E-mail EA0006@pref.iwate.jp

ホームページ <http://www2.pref.iwate.jp/~hp0365/index.html>